

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる  
法令改正に伴う近畿大学原子力研究所原子炉施設  
保安規定の変更について

令和2年11月30日（月）

学校法人 近畿大学

## 三条改正に伴う変更の詳細

1. 品質マネジメント計画の追加  
品質管理基準規則が制定されたことから、当該規則に基づき原子炉施設の品質マネジメントシステム計画を追加する。（第90条）
2. 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴う変更  
原子炉施設の保全に伴う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（施設管理）に関する措置を追加。（第1条の2、第6条、第61条の3～第61条の7、第62条、第65条の2）
  - ① 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施方針の策定並びにこれらの評価及び改善
  - ② 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事
  - ③ 検査の独立性を担保するための検査実施責任者の配置
3. ALARAの精神に基づいた線量管理の実施等の追加・変更  
放射線業務従事者が受ける線量の管理、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ALARAの基本精神に則り保安活動を行うことの追加する。（第1条の2、第42条、第43条）
4. 非常の場合に講ずべき処置の変更  
原災法に基づく事象（緊急事態）が発生した場合の措置及び緊急時の運転に関する要領に係る記載の追加。（第2条、第81条の2～第81条の4）
5. その他、試験炉規則等の改正に伴い、関連する事項の追加  
核燃料物質等の事業所外運搬に関する事項、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項及び汚染のおそれのない管理区域に係る事項の追加。（第41条、第41条の2、第44条の2、第61条の2）

## 三条改正に伴わないプラント固有の変更

1. 業務所掌の適正化  
放射性廃棄物の廃棄に係る業務のうち、液体廃棄物及び気体廃棄物の廃棄に係る業務は保健物理班長、固体廃棄物の廃棄に係る業務は放射性同位元素等管理班長と明確化する。（第6条）
2. 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の管理方法の変更  
管理区域、保全区域及び周辺監視区域の標識等の管理方法を個別に明確化するため、項を分割する。（第47条）
3. その他記載の適正化